

特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

— 令和5年度分における当組合の実施状況を国へ報告しました —

この報告は「後期高齢者支援金」の加算（ペナルティ）・減算（インセンティブ）の指標の一つとされています。特定健康診査及び特定保健指導の受診率が低い場合、支援金の加算（ペナルティ）対象となり、短期経理財政を悪化させ、掛金の引き上げに繋がります。

現在、当組合は「後期高齢者支援金の減算対象保険者」に該当していますが、今後も健康を維持するために、引き続き特定健康診査・特定保健指導の受診を心がけてください。

特定健康診査

目標値：組合員98%

被扶養者70%

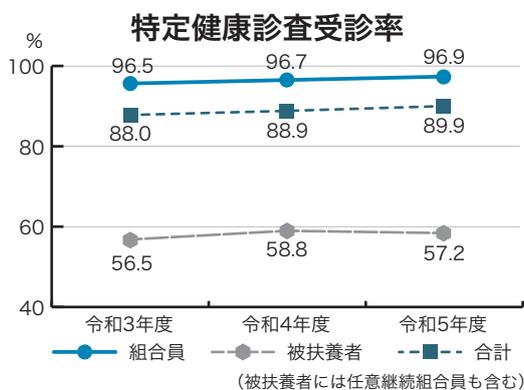
合計（国の参酌標準）90%

組合員の受診率は96.9%、被扶養者の受診率は57.2%、合計で89.9%と国の参酌標準の90%まであと0.1%でした。

組合員：定期健康診断・人間ドックで受診

被扶養者：住民健診・医療機関で受診、健診結果の提出

あと15名の受診で90%達成でした。



令和6年4月1日現在において40歳以上75歳未満の被扶養者には「特定健康診査受診券（セット券）」を令和6年5月下旬にご自宅へ送付しています（人間ドックを受診する被扶養配偶者を除く）。

特定健康診査は身体の状態を知る良い機会ですので、年に一度は必ず受診をお願いします。

なお、被扶養者の方が受診していない場合、組合員の皆さまから受診されるようお伝えください。

また、特定健康診査受診券を使用せずにパート先などで健康診断を受けた40歳以上の被扶養者の方は、健診結果（コピー）を提出することで特定健康診査を受診したとみなされますので、所属所（組合員の勤務先）の共済事務担当課を通して、当組合へ提出をお願いします。

受診券を配付した被扶養者の皆さまへ

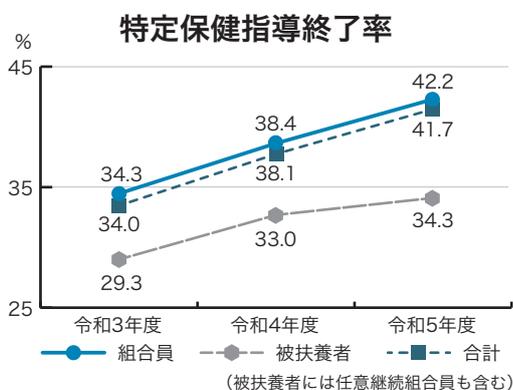
健診結果の提出については、特定健康診査受診券及び被扶養者資格継続調査の送付時にご案内したところ、多数のご協力をいただきありがとうございました。

令和6年度分の健診結果は、令和7年9月まで受付けていますので、受診券を使用せずにパート先などで健康診断を受け、健診結果を提出していない40歳以上の方は提出をお願いします。

特定保健指導

目標値（国の参酌標準）：45%

組合員の終了率は42.2%、被扶養者の終了率は34.3%、合計で41.7%と、目標としている45%には届きませんでしたが、組合員及び合計が初めて40%を超えました。



特定保健指導は、保健師や管理栄養士などの専門家のサポートを受けながら、生活習慣の改善をするものです。

生活習慣病は、症状もなく進行し、放置していると重症化するため、早期治療や改善が重要です。

該当された方には「特定保健指導利用券」を送付しますので、有効期限内に必ず受診をお願いします。

当組合の委託業者で受診する場合、初回受診は、勤務時間中に職場内での面談や、パソコン・スマートフォンのテレビ電話による面談もできますので、ぜひご利用ください。



特定健康診査・特定保健指導は無料です。ご自身・ご家族のためにも受診しましょう！